

○国内閣
国土交通省令第 号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十三条の規定に基づき、国土交通省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を廃止する命令を次のように定める。

令和 年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗
国土交通大臣 金子 恭之

国土交通省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を廃止する命令

国土交通省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令（平成二十五年国内閣省令第一号）は、廃止する。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。